



子どものための各種手当・制度



お子さんをお持ちの方は、児童手当などを受けることができます。
各種手当には、所得制限など条件がありますので、詳細は、お問い合わせください。
また、学校給食費や、通学費の補助を実施していますので、忘れずに申請してください。

児童手当

【対象】

中学校卒業（15歳到達後最初の3月31日を迎える）前までの児童を養育している保護者

【手当月額】

3歳未満 1万5千円
3歳以上小学校卒業前の第1子、第2子 1万円
3歳以上小学校卒業前の第3子以降 1万5千円
中学生 1万円

【支給月】 2・6・10月

【現況届】

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当てを受ける要件を満たしているか確認するためのもので、今年度の提出期限は、6月30日までです。提出がない場合、手当てが受けられなくなったり、遅れる場合がありますので、速やかに提出してください。

学校給食費の助成

【対象】

豊浦町立の小中学校に通学し、かつ、町内に住所を有する児童生徒の保護者

【助成額】

支払った給食費の1/2

【申請方法】

申請書を下記の期日までに提出してください。

4月～9月分 10月15日まで

10月～3月分 3月31日まで

【その他】

給食費を滞納、教育扶助などを受けている場合は、対象となりません。



児童扶養手当

【対象】

次の①から④にあてはまる児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童か20歳未満で中程度以上の障がいの状態にある児童）を育てている父か母か父や母にかわってその児童を療育している方

- ①父と母が離婚した ②父または母が死亡した
- ③父または母が重度の障がいの状態にある
- ④母が未婚

【手当月額】

	全部支給	一部支給
児童1人目	42,500円	42,490円～10,030円
児童2人目	10,040円	10,030円～5,020円
児童3人目以降	6,020円	6,010円～3,010円

【支給月】 4・8・12月

【現況届】

すべての児童扶養手当の受給者は、8月1日から31日までに現況届を提出する必要があります。
※案内は、後日郵送いたします。

高校生の通学費等の補助

【対象】

豊浦町に住所を有する定期券等を利用する高校生または、その保護者

【補助額】

定期券を利用して通学している場合はその額の1/2

下宿等も補助の対象となる場合があります。

【申請方法】

申請書の他、通学している学校からの証明書、通学費等を支払ったことを証明できる書類を添付（定期券の写しや領収書、下宿等の場合は契約書など）

【その他】

- ・他の制度を利用している場合や、町税等を滞納している方は対象とならない場合があります。
- ・必ず年度内（4月～翌年の3月）に申請してください。4月に入ってから、さかのぼって申請をすることはできません。

問 町民課 子育て支援係
☎ 83 - 1405